

地域密着型サービス事業所の市外利用について

地域密着型サービスは、高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅または地域で生活を継続できるようにする観点から創設されたサービスです。利用にあたっては、以下の点にご留意ください。

(1) 原則として、久喜市の被保険者の方は、介護保険による市外の地域密着型サービス事業所を利用することができません。

⇒ケアプランを作成する際・利用者の受け入れを行う際は、被保険者証で保険者がどこかを確認してから利用の手続きを進めてください。

ただし、住所地特例対象者（X市にある住所地特例施設に入所した被保険者）は、X市の指定を受けた特定地域密着型サービス（※）を利用することができます。

（※）定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

(2) 介護保険法では、市町村間で同意が得られた場合に限り、例外的に市町村の区域を超えた利用を認めています。本市では、被保険者ごとの個別の事情（※）に応じて利用を判断いたしますので、介護保険課までご相談ください。

（※）個別の事情の例

- ・市内には利用したいサービスを提供している事業所がない、事業所はあるが空きがない。
- ・DVの恐れなどにより一時的に住民票を移さずに、他市町村のグループホームに入居する必要がある。

⇒ケアマネジャーの方に「市外地域密着型サービス事業所の利用に係る理由書」を作成いただき、サービス利用の判断をいたします。

① 市町村間の協議や、事業所の指定（指定申請書類の提出が必要）が必要となるため、一連の手続きに一か月程度の時間を要します。余裕をもってご相談ください。

② 認定区分が要支援から要介護に、又は要介護から要支援に変更になった場合も手続きが必要です。

③ 市外の地域密着型サービス事業所の利用は、被保険者ごとに手続きを行う必要があります。当市に所在する地域密着型サービス事業所が、他市（Y市）の指定を受けY市の被保険者を利用させる場合、既にY市の被保険者が利用していたとしても、新たに手続きを行う必要があります。